

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900687号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000022号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月1日から平成29年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成29年3月までの標準報酬月額については、30万円から41万円とする。

平成28年12月から平成29年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月から平成29年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月1日から平成29年4月1日まで

請求期間の標準報酬月額が給与支給額と相違していたため、事業主により標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険の記録では、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与支払明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された請求期間に係る給与支払明細書並びに日本年金機構の回答から、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び資格取得時の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月1日から平成29年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月13日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成28年12月から平成29年3月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900737号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000023号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月28日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成28年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月28日

請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「月別勤怠支給控除一覧表」により、請求者は当該期間において、同社から25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料(2万2,727円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年1月22日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。